ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(4)　略

(5)　核燃料物質等の取扱いに関すること。

(6)　［略］

ハ　［略］

［八～十一　略］

十二　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　［略］

十七　［略］

十八　［略］

十九　廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［略］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

［二・三　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

［六・七　略］

3　［略］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上

(5)　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6)　［同上］

ハ　［同上］

［八～十一　同上］

［号を加える。］

十二　［同上］

十三　［同上］

十四　［同上］

十五　［同上］

十六　［同上］

十七　［同上］

［号を加える。］

十八　［同上］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［同上］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

［二・三　同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［六・七　同上］

3　［同上］